

クラブオーナー会員規約 新旧比較表 【案】 アンダーライン部分が変更

現行規約	新規約
<p>(会費)</p> <p>第6条 会員の会費は、次の通りとします。 登録費 入会時 5,000円(更新時には不要) 年会費 年度毎 5,000円</p> <p>2. 会員は、クラブから入会を承認され、通知を受けた後、速やかに入会した年度の会費を納入しなければなりません。</p> <p>3. 納入された会費は、第9条及び第10条で示す年度途中の退会・除名であっても返還しないものとします。</p> <p>4. 入会日より直近の3月31日までが入会期間とします。ただし、2018年3月31日までに入会した会員の入会期間は2019年3月31日までとします。</p>	<p>(会費)</p> <p>第6条 会員の会費は、次の通りとします。 登録費 入会時 5,000円(更新時には不要) 年会費 <u>入会期間毎</u> 5,000円</p> <p>2. 会員は、クラブから入会を承認され、通知を受けた後、速やかに入会した年度の会費を納入しなければなりません。</p> <p>3. 納入された会費は、第9条及び第10条で示す<u>入会期間途中の退会</u>・除名であっても返還しないものとします。</p> <p>4. <u>入会日より1年間を入会期間とします。入会期間の満了日までに会員から第9条1項に定める退会届の提出がない場合には、入会期間を1年間の自動更新とし、以後も同様とします。</u></p>
<p>附則</p> <p>本規約は2017年7月1日から施行します。</p>	<p>附則</p> <p>本規約は2017年7月1日から施行します。</p> <p><u>附則(2018年11月11日 改正)</u> <u>(施行日)</u> <u>本規約は、2018年11月11日から施行します。</u> <u>ただし、2018年11月11日以前の会員の入会期間についても適用するものとします。</u></p> <p><u>(経過措置)</u> <u>本規約は、2018年3月31日までに入会した会員の入会期間は、2019年3月31日までとします。</u></p>